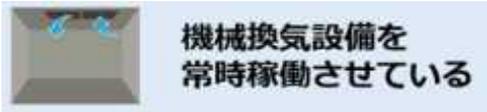


**ポイント** 基本的な感染対策

- ▶ 利用者・スタッフの日常的マスクの着用（ユニバーサルマスク）
  - ★ 通常は不織布マスク、エアロゾル曝露等のおそれにはN95マスク
- ▶ 飛沫、唾液、排泄物などの曝露にはPPE（手袋など）を着用
  - ★ PPE着脱時の手指衛生を確実に！「手指消毒は1ケア毎に」
- ▶ 手指衛生の徹底
  - ★ 手指衛生を行うことで、環境消毒よりも感染リスクが低くなる
- ▶ 十分な換気を実施
  - ★ 施設内の換気の構造等を確認



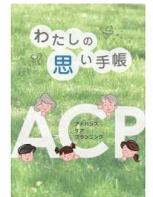
窓がない・開けられない場合  
 → 空気清浄機(HEPAフィルター)などを稼働



\*サーキュレーター活用の注意点  
 閉めきった場での稼働は、ウイルス拡散をさせてしまう！

**ポイント** 入所者の健康管理と協力医療機関との連携

- ▶ 毎日、入所者の体温・症状の確認と記録 ~ 必要時医療につなげる
- ▶ 体調不良者には、嘱託医や協力医療機関等に受診や対応を相談
  - ★ 協力医療機関に、事前に往診や看護師の派遣を相談し確保する。
  - ★ 新型コロナ治療薬の使用や対症療法について、事前の相談・確認をする。
- ▶ 終末期医療・介護との入所者・家族との相談
  - ★ 容体の急変などによる施設での看取りを準備する



「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」

**ポイント** 感染対策のための資材の確保

感染疑いに対応できるよう必要な物資を備蓄しておく

- ▶ 職員や入所者数（過去の感染者数を踏まえ）から必要量の物資を確保



<目安量>

N95	職員数×4~5枚程度
ガウン	陽性者数×密着介助回数×療養期間
フェイスシールド	職員数×2枚程度
その他	手指消毒用アルコール、手袋 等

- ▶ 定期的に使用期限と在庫を管理していく！

**ポイント** 感染症・災害の発生時の安定的・継続的な介護サービスの提供

- ▶ 感染症拡大時の業務継続のために「感染対策マニュアル」「BCP」の作成をすすめる



Point 令和3年度介護報酬改定により  
 全ての介護事業所等を対象として、  
 業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練の実施等が義務付けられた。  
 ※令和6年3月末までは努力義務（経過措置）



厚労省ホームページ

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成に関する研修